（経過措置）

第六十二条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六章　罰則

第六十三条　第四十七条第六項において読み替えて準用する下水道法第三十八条第一項又は第二項の規定による公共下水道管理者等の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十四条　第三十一条又は第三十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第六十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十二条又は第五十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第十七条第一項の規定による補助を受けた認定集約都市開発事業者で、当該補助に係る認定集約都市開発事業により整備される特定建築物についての第十四条の規定による市町村長の命令に違反したもの

三　第十八条第一項又は第三項の規定に違反した者

第六十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第三条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百二十号中「（鉄道事業法の特例）又は」を「（鉄道事業法の特例）、」に改め、「（鉄道事業法等の特例）」の下に「又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第二十四条（鉄道事業法の特例）」を加え、「速達性向上計画の認定又は」を「速達性向上計画の認定、」に、「は当該許可」を「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十三条第三項（鉄道利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による鉄道利便増進実施計画の認定は当該許可」に、「（軌道法の特例）又は」を「（軌道法の特例）、」に改め、「第三十三条第一項（軌道法の特例）」の下に「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十七条（軌道法の特例）」を加え、「は当該特許」を「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十六条第三項（軌道利便増進実施計画の認定）（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による軌道利便増進実施計画の認定は当該特許」に改め、同表第百二十五号中「又は第三十四条第一項（道路運送法の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十条（道路運送法の特例）」に、「場合における同法」を「場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に、「又は同法」を「若しくは同法」に、「は当該許可又は」を「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十九条第三項（道路運送利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可又は」に、「同法第二十三条第一項」を「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十三条第一項」に改め、「当該事業計画の変更の認可と」の下に「、都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条の規定により特定旅客自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第二十九条第三項の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可と」を加え、「（貨物自動車運送事業法の特例）又は」を「（貨物自動車運送事業法の特例）、」に改め、「（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）」の下に「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十六条（貨物自動車運送事業法の特例）」を加え、「資源生産性革新計画の変更の認定又は」を「資源生産性革新計画の変更の認定、」に、「は当該許可と」を「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可と」に改め、同表第百三十九号中「（貨物利用運送事業法の特例）又は」を「（貨物利用運送事業法の特例）、」に改め、「（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）」の下に「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十四条第一項（貨物利用運送事業法の特例）」を加え、「認定又は」を「認定、」に、「は当該登録」を「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該登録」に、「第四十六条第一項の規定」を「第四十六条第一項又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十五条第一項（貨物利用運送事業法の特例）の規定」に、「は当該許可」を「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可」に改める。

（登録免許税法の一部改正に伴う調整規定）

第四条　この法律の施行の日が福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条のうち、登録免許税法別表第一第百二十五号の改正規定中「（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）」とあるのは「第二項（貨物自動車運送事業法の特例）」と、「資源生産性革新計画の変更の認定又は」を「資源生産性革新計画の変更」とあるのは「総合効率化計画の認定又は」を「総合効率化計画」と、同表第百三十九号の改正規定中「（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）」とあるのは「第二十二条の二第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）」と、「第四十六条第一項の規定」を「第四十六条第一項」とあるのは「第二十二条の三第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）の規定」を「第二十二条の三第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）」とする。

2　前項の場合において、福島復興再生特別措置法附則第七条のうち、登録免許税法別表第一第百二十五号の改正規定中「第二項」とあるのは「第三十六条」と、「総合効率化計画の認定又は」を「総合効率化計画」とあるのは「資源生産性革新計画の変更の認定又は」を「資源生産性革新計画の変更」と、「は当該許可と」とあるのは「は当該許可とみなす」と、同表第百三十九号の改正規定中「第二十二条の二第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十四条第一項」と、「第二十二条の三第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十五条第一項」とする。

（国土交通省設置法の一部改正）

第五条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「（平成十九年法律第五十九号）」の下に「、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）」を加える。

財務大臣　安住　淳
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志
内閣総理大臣　野田　佳彦